

使 用 前 確 認 証

原規規発第 22121411 号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

2022年5月30日付け関原発第112号（2022年7月1日付け関原発第227号及び2022年10月17日付け関原発第432号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和4年12月26日

原子力規制委員

